

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 菅野 健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO兼CFO 藤本 太一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO兼CFO 藤本 太一
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号） リスクモンスター株式会社名古屋営業所 （名古屋市中村区名駅四丁目23番13号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計期間	第12期 第1四半期連結 累計期間	第11期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	584,117	603,992	2,461,146
経常利益(千円)	54,744	34,156	240,159
四半期(当期)純利益 (千円)	28,172	24,743	124,166
四半期包括利益又は包括利 益(千円)	28,694	15,888	132,854
純資産額(千円)	3,116,391	3,212,986	3,221,701
総資産額(千円)	3,458,086	3,604,412	3,747,383
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	722.95	634.97	3,186.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	634.95	-
自己資本比率(%)	88.8	88.3	84.8

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第11期第1四半期連結累計期間及び第11期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響による落ち込みからサプライチェーンの復旧とともに回復の動きが強まり、企業マインドは改善しつつあります。しかしながら、電力不足の問題など不安材料が払拭されないことから、景気の先行きは依然予断を許さない状況が続いております。当社グループを取り巻く経営環境といたしましては、企業全般における経費削減傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。今後も引き続き、お客様のサービス選別が厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当社グループは「第3次中期経営計画（2011～2013年度）」をスタートし、第2次中期経営計画において目標として掲げていた初配当（記念配）の実施や、市場調査、マーケティング支援事業を拡大することを目的に、第一弾として「第1回PRキャラクターブランド調査」報告書を発表する等、新しい試みに取り組みました。また、東日本大震災における被災者の方の支援を目的とした被災地復興支援プログラム「リスモン義援金」を実施いたしました。グループ強化策といたしましては、eラーニングを中心とした企業の人材開発、育成支援サービスの拡大を目的に平成23年4月に教育事業部を新設、平成23年7月にはサイバックス株式会社を移転し、グループの本社機能を集約いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は603,992千円（前年同期比103.4%）となりました。営業利益は32,004千円（前年同期比59.8%）、経常利益は34,156千円（前年同期比62.4%）、四半期純利益は24,743千円（前年同期比87.8%）となりました。

セグメント別の業績について

セグメント別の売上高につきましては、セグメント間取引消去前の売上高で記載しております。

ア) 与信管理サービス等について

当第1四半期連結累計期間の与信管理サービス等の売上高の合計は354,956千円（前年同期比93.8%）となりました。売上高が伸び悩み、セグメント利益は18,884千円（前年同期比54.0%）と減少いたしました。与信管理サービス等の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	前年同期比 (%)	
与信管理サービス等	ASPサービス(千円)(注)2	317,813	92.6	
	コンサルティングサービス	ポートフォリオサービス及び マーケティングサービス(千円)	23,011	99.2
		その他(千円)(注)3	14,131	119.0
		コンサルティングサービス売上高 合計(千円)	37,142	105.9
	与信管理サービス等売上高合計(千円)	354,956	93.8	

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約250万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
- 「金融サービス」等を含むその他サービス

）ASPサービス

長引く景気低迷による経費削減対策の影響を受け、利用件数が落ち込んだこと等により、与信管理サービス等のASPサービスの売上高は317,813千円（前年同期比92.6%）となりました。

）コンサルティングサービス

ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高が23,011千円と前年同期並みに推移したことや、金融サービス等を含むその他の売上高が14,131千円と順調に推移した結果、コンサルティングサービスの売上高の合計は37,142千円（前年同期比105.9%）となりました。

イ）ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）について

中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」会員向けサービスの売上高が110,843千円と堅調に推移したこと等により、当第1四半期連結累計期間のビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高の合計は127,767千円（前年同期比102.3%）、セグメント利益は29,956千円（前年同期比117.6%）となりました。ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）	前年同期比 （%）
ビジネスポータル サイト（グループ ウェアサービス等 ）	ASPサービス（千円）（注）2	110,843	104.6
	その他（千円）（注）3	16,924	89.6
	ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等） 売上高合計（千円）	127,767	102.3

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員向けサービス
- ホスティングサービス等を含むその他サービス

ウ）BPOサービスについて

平成23年1月に連結子会社リスモン・マッスル・データ株式会社が日本アウトソース株式会社の全株式を取得したこと等により、当第1四半期連結累計期間のデジタルデータ化サービス等を中心としたBPOサービスの売上高の合計は101,011千円（前年同期比245.0%）となりました。グループの事務処理集中センターとしてコストセンター部門の費用を負担しているものの、セグメント損失は81千円（前年同期はセグメント損失7,746千円）となり、収益構造が大幅に改善いたしました。BPOサービスの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）	前年同期比 （%）
BPOサービス （注）2	デジタルデータ化等BPOサービス（千円）	92,611	254.4
	派遣事業サービス（千円）	8,399	174.0
	BPOサービス売上高合計（千円）	101,011	245.0

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）サービス

エ）その他サービスについて

東日本大震災の影響を受け、案件が第2四半期以降に先送りになったこと等に伴い、当第1四半期連結累計期間の教育関連事業を含むその他サービスの売上高は34,237千円（前年同期比70.8%）、セグメント損失は16,786千円（前年同期はセグメント利益841千円）となりました。

会員数について

当第1四半期連結会計期間末の会員数は、与信管理サービス等が3,812会員、ビジネスポータルサイトが3,891会員、合計7,703会員となりました。会員数の推移（累計）を示すと、次のとおりであります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	当第1 四半期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成23年 6月
与信管理サービス等（注）1	3,783	3,378	3,043	3,488	3,812
ビジネスポータルサイト （グループウェアサービス等）（注）2	4,196	4,371	4,214	3,955	3,891
会員数合計	7,979	7,749	7,257	7,443	7,703

- （注）1．与信意思決定サービス「e - 与信ナビ」及び関連サービスを利用できるライト会員、「e - 与信ナビ」及び動態管理サービスである「e - 管理ファイル」並びに関連サービスを利用できるレギュラー会員、提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計
- 2．インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員
- 3．会員数は当社に登録されているID数
 なお、与信管理サービス等及びビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）に重複登録している会員が一部あります。

収益について

当第1四半期連結累計期間の収益につきましては、ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）が順調に推移したものの、長引く景気低迷の影響を受け与信管理サービス等及びその他サービスの収益が落ち込んだことや、サイバックス株式会社の移転費用を計上したこと等により、営業利益が32,004千円（前年同期比59.8%）、経常利益が34,156千円（前年同期比62.4%）、四半期純利益は24,743千円（前年同期比87.8%）となりました。

当第1四半期連結累計期間の収益を示すと、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）		前年同期比 （%）
	売上高 （千円）	対売上比 （%）	売上高 （千円）	対売上比 （%）	
売上高（千円）	584,117	100.0	603,992	100.0	103.4
営業利益（千円）	53,549	9.2	32,004	5.3	59.8
経常利益（千円）	54,744	9.4	34,156	5.7	62.4
四半期純利益（千円）	28,172	4.8	24,743	4.1	87.8

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

（2）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末と比べ111,637千円減少し、2,432,934千円となりました。これは主に、法人税等の納付や未払金の支払等により現預金が減少したことや売掛金が減少したこと等によるものです。固定資産は前連結会計年度末と比べ31,333千円減少し、1,171,478千円となりました。その結果、資産合計は前連結会計年度末と比べ142,971千円減少し、3,604,412千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末と比べ156,105千円減少し、296,080千円となりました。これは主に、法人税等の納付や未払金の支払等によるものです。固定負債は前連結会計年度末と比べ21,849千円増加し、95,346千円となりました。その結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ134,256千円減少し、391,426千円となりました。

純資産は、剰余金の配当等により前連結会計年度末と比べ8,715千円減少し、3,212,986千円となりました。また、自己資本比率は88.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の概要

当社グループの事業内容は、当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約250万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供する「与信管理サービス事業」、インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する、中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」の運営及びホスティングサービス等を行う「ビジネスポータル事業」、マーケティング業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションを行う「ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）サービス事業（以下「BPOサービス事業」という。）」、教育関連事業を含むその他事業の4本に大別することができます。

上記～の事業等を支える当社の企業価値の源泉は、（ ）国内最大級のデータベースに、当社独自の与信管理ノウハウを融合し組成した付加価値情報を提供するサービスの開発力や、（ ）ASPサービスプロバイダーとして、会員企業様に間断なく高品質の情報を提供するため、安定的な事業活動を支えるシステムの運用体制、（ ）会員企業様の利便性やユーザビリティの向上を追求し続けるソフト部門等のシステムの開発力、（ ）与信管理やシステムの運営管理のノウハウやBPOサービス事業で培った業務請負ノウハウ、（ ）企業理念を継承し、ノウハウや専門知識を有し一丸となって業務を遂行する当社従業員の存在、（ ）当社グループの各サービスを通じて得られた7,000を超える会員企業様、取引先との間に築いてきた信頼関係にあると考えております。当社の企業価値は、これらが有機的に結合しつつ生み出され、また株主、会員企業様、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーによって支えられております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は公開会社であり、当社の株式については株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の総意に基づき行われるべきものであると考えます。そして、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模な買付けや買収提案の中には、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに行われるもの、その目的から見て当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、当社株主の皆様当社株式等の売却を事実上強要するもの、被買収会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものもあり得ます。

当社は、このような当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに当社株券等の大規模な買付けや買収提案を行う者ないし当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することは不適切であり、このような者による大規模な買付けや買収提案に対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 企業価値向上等のための施策

中長期的な経営戦略

当社グループは、平成23年4月より新3ヵ年計画「第3次中期経営計画（2011～2013年度）」をスタートいたしました。

「第3次中期経営計画（2011～2013年度）」では、以下の全体的な基本指針や事業別基本方針に沿った取り組みを行い、中長期的な成長を確実なものとし、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上を目指してまいります。

(全体的な基本方針)

ア) 事業規模について

既存事業の安定的な成長に加えて国内外の事業投資を拡大し、安定的な事業規模を目指します。

イ) 投資について

営業キャッシュ・フロー内での運用の中で既存サービスの品質及び顧客満足度を高める投資やセキュリティ強化の投資を行うとともに、新サービスに積極的に投資してまいります。

ウ) 資本業務提携について

当社グループの中長期的戦略に合致し、企業価値向上に資することが見込まれる案件につきまして、引き続き資本業務提携を検討してまいります。

エ) 配当について

当社は、記念配当として1株当たり500円の初配を実施いたしました。今後は、配当性向20%以上を目安に安定的な配当を目指してまいります。

(事業別の基本方針)

ア) 与信管理サービス事業

BPOサービス事業での業務請負運営ノウハウ及びシステムの管理運営ノウハウを総合し、会社設立来標榜としている「あなたの会社のe-審査部」(与信管理アウトソーシング事業)への足がかりといたします。収益性の安定成長を最優先課題とし、独自データベースの構築やソフトウェア投資水準の適正化により固定費を圧縮することで、限界利益率の向上を図ります。

イ) ビジネスポータル事業

事業の核であるグループウェアは広く一般的に利用されているソフトウェア及びハードウェアとの連携を強化することで安定成長を目指します。また、ポータル事業としての深化と強化を実現し、サービスの浸透度を深めてまいります。

ウ) BPOサービス事業

国内外センターのそれぞれの役割を明確にし、グループ連携と採算管理を徹底することで、グループ全体のコスト削減に貢献いたします。また、業務請負サービスでのシナジーを追求してまいります。

エ) その他事業

教育関連事業では、教育事業部を新設することにより、資格事業、研修事業及びeラーニング事業を集約し、戦略的取り組みを実施いたします。また、新規開発投資の再開及び事業の挺入れを行い、継続的に利益が出る事業基盤づくりに注力いたします。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制の構築に努めております。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総意で信任された取締役がこれを執り行っております。当社取締役会は社外取締役1名を含む3名で構成され、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。また、監査役監査については3名全員の監査役が社外監査役であり、取締役会はもとより、その他重要会議にも出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、会計監査人とも緊密な連携を保ち、監査の透明性、客観性を高めた監査を実施することにより、業務の適正性を確保しております。

なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして大阪証券取引所の定める基準に適合する社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として選任し、一般株主の利益が害されることがないよう、独立性の高い役員による当社経営に対する監視・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

以上のとおり、現経営陣は、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化を目指し、日々の経営に当たっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成23年5月13日開催の取締役会において、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」（以下「本規則」という。）の継続を決議し、本規則について、平成23年6月24日開催の第11回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案（以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。）が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けにいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続きを設定することを目的としております。

大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確認する必要があります。そのためには、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様意思を確認するための手続きや当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えており、本規則において、大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様意思を確認するための手続き等を客観的かつ具体的に定めております。

本規則の概要は以下のとおりです。なお、本規則（「附則1. 情報開示を求める事項」及び「附則2. 新株予約権の概要」を含みます。）の詳細につきましては、平成23年5月13日付当社プレスリリース「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ（当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp/>）に掲載しております。）をご覧ください。

大量買付けに関する手続き

大量買付け者及びそのグループ等が、当社との合意がないままに、大量買付けを行おうとする場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案書等を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付け者及びそのグループ等から提出された大量買付け提案書等については、（イ）形式的に不備がなく、不正確なものではないこと、（ロ）かかる大量買付けの方法の適法性について日本国内の弁護士による意見書が提出されていること、（ハ）「附則1. 情報開示を求める事項」として十分であること、の各要件が充足されている（上記（イ）～（ハ）の全ての要件を充足するものを、以下「適正開示情報」という。）か否かについて、確認を行います。その上で、当社取締役会は、これを受けて、当該大量買付け提案書等の内容が本規則に照らし、不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付け者及びそのグループ等においては、当該期限までにかかる情報及び資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会が、当該大量買付け提案書等の内容が適正開示情報であると判断した場合、当社取締役会はその旨を公表し、下記に定める検討期間において、当該大量買付けが、下記に定める適正買付け提案に該当するか否かについて検討するものとします。かかる検討にあたっては、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて誠実かつ慎重に行うものとします。

検討の結果、当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める下記に定める適正買付け提案の要件を満たしていないと判断した場合には、下記にその概要を定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを行うものとします。当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、下記に定める株主意思確認決議の手続きを行います。

また、大量買付け者及びそのグループ等が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けについて、外部専門家との協議またはその助言に基づいて検討し、その結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさないと判断した場合には、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

適正買付け提案の要件

大量買付けが、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の（イ）～（ホ）のすべての要件を満たしている必要があります。（イ）当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、（ロ）公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付けであること、（ハ）大量買付けに先立って大量買付け者が当社取締役会に提出する大量買付け提案書等が適正開示情報の要件を充足していること、（ニ）下記 の株主意思確認決議の手続きがなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、（ホ）本規則で明示的に定めた当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用目的をもってなされる提案類型でないこと、ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆる（ ）グリーンメイラーである場合、（ ）焦土化経営目的である場合、（ ）資産等流用目的である場合、（ ）配当・高値売り抜け目的である場合、（ ）二段階以上の強圧的な買付け提案である場合、（ ）大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすと信じるに足る合理的な根拠が認められる場合、（ ）法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合、（ ）大量買付け者及びそのグループ等が反社会的勢力等公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合の其々を言います。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

検討期間の定め

大量買付け者及びそのグループ等から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付けに関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言を得て、誠実かつ慎重な調査・検討を行います。このための検討期間として、当社取締役会は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金（円貨）対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社取締役会が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付けに関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

株主意思確認決議の手続き

大量買付けが本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株式共同利益の最大化に資すると認められる場合を除き、かかる大量買付けに関して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて、当社株主の皆様の意思を確認する決議（以下「株主意思確認決議」という。）を実施いたします。

当社は、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議の手続きを実施する前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

本新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本新株予約権が当社株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額）を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びそのグループ等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びそのグループ等を含む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割当て決議後に大量買付けが撤回された場合等に無償で本新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け者及びそのグループ等以外の新株予約権者に対し、対価として当社普通株式を交付することによって、本新株予約権を取得する場合があります。なお、新株予約権証券は発行されません。

3. 以上の取り組みに関する取締役会の判断及び判断理由

(1) 企業価値向上等のための施策について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためには、会員企業様を増加させていくことによる持続的成長の実現が必要不可欠であり、それを実現させるためにはインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の継続的維持も重要と考えられることから、前述の中長期的な経営戦略を策定し遂行に努めております。また、コーポレート・ガバナンスは、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応するために重要であり、その強化に努めております。

これらの取り組みは、当社企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるものと考えております。

(2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

本規則は、大量買付けが行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保するためのものです。その内容は、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に必要なかつ十分な判断材料を提供すること、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者である外部専門家との協議や助言に基づいて迅速かつ誠実に検討することなどの手続きを予め明確に定めるものです。

また、本規則は、(ア) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時、(イ) 当社取締役会により本規則の廃止が決定された時、(ウ) 本総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に廃止されるなど、株主の皆様が意思が反映されるよう規定されております。以上により、この取り組みは基本方針に沿うものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,316
計	152,316

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,383	40,383	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は、単元株 制度は採用して おりません。
計	40,383	40,383	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日 ~ 平成23年6月30日	-	40,383	-	1,107,428	-	670,279

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,414	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,969	38,969	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	40,383	-	-
総株主の議決権	-	38,969	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
リスクモンスター株式会社	東京都千代田区 大手町2-2-1	1,414	-	1,414	3.50
計	-	1,414	-	1,414	3.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,022,793	1,969,282
受取手形及び売掛金	361,173	306,658
有価証券	99,996	99,996
原材料及び貯蔵品	5,565	5,654
その他	58,932	55,254
貸倒引当金	3,887	3,911
流動資産合計	2,544,572	2,432,934
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	68,947	69,435
減価償却累計額	22,791	24,326
建物及び構築物(純額)	46,155	45,109
工具、器具及び備品	364,255	375,337
減価償却累計額	252,572	269,078
工具、器具及び備品(純額)	111,683	106,258
リース資産	6,195	6,195
減価償却累計額	2,263	2,573
リース資産(純額)	3,931	3,621
建設仮勘定	6,035	3,783
有形固定資産合計	167,805	158,774
無形固定資産		
のれん	32,030	27,337
ソフトウェア	518,059	518,149
その他	45,867	37,056
無形固定資産合計	595,957	582,543
投資その他の資産		
投資有価証券	300,672	293,053
その他	138,723	137,457
貸倒引当金	347	350
投資その他の資産合計	439,047	430,160
固定資産合計	1,202,811	1,171,478
資産合計	3,747,383	3,604,412

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	241,151	171,238
未払法人税等	95,084	13,924
賞与引当金	1,232	616
その他	114,717	110,301
流動負債合計	452,185	296,080
固定負債		
長期借入金	62,849	73,778
退職給付引当金	7,641	7,746
その他	3,007	13,822
固定負債合計	73,497	95,346
負債合計	525,682	391,426
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,107,428	1,107,428
資本剰余金	1,308,089	1,308,089
利益剰余金	806,548	811,807
自己株式	68,700	68,700
株主資本合計	3,153,365	3,158,624
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,656	24,020
その他の包括利益累計額合計	23,656	24,020
新株予約権	3,884	4,240
少数株主持分	40,794	26,100
純資産合計	3,221,701	3,212,986
負債純資産合計	3,747,383	3,604,412

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	584,117	603,992
売上原価	237,458	281,878
売上総利益	346,658	322,113
販売費及び一般管理費	293,108	290,108
営業利益	53,549	32,004
営業外収益		
受取利息	265	67
受取配当金	1,754	3,870
株式割当益	595	-
その他	156	89
営業外収益合計	2,771	4,027
営業外費用		
支払利息	578	702
投資事業組合運用損	998	848
その他	-	325
営業外費用合計	1,576	1,876
経常利益	54,744	34,156
特別利益		
投資有価証券売却益	-	16,047
段階取得に係る差益	1,298	-
新株予約権戻入益	28	16
負ののれん発生益	-	4,973
特別利益合計	1,327	21,036
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,371	-
投資有価証券売却損	-	11,840
事務所移転費用	-	3,843
固定資産除却損	-	238
特別損失合計	2,371	15,922
税金等調整前四半期純利益	53,699	39,270
法人税、住民税及び事業税	13,219	12,283
法人税等調整額	11,463	11,461
法人税等合計	24,683	23,745
少数株主損益調整前四半期純利益	29,015	15,525
少数株主利益又は少数株主損失()	843	9,218
四半期純利益	28,172	24,743

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	29,015	15,525
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	321	363
その他の包括利益合計	321	363
四半期包括利益	28,694	15,888
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	27,851	25,107
少数株主に係る四半期包括利益	843	9,219

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	69,121千円	71,212千円
のれんの償却額	4,082千円	4,693千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	19,484千円	500円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイト (グループ ウェアサー ビス等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	377,799	124,454	33,770	536,024	48,092	584,117	-	584,117
セグメント間の内部 売上高又は振替高	446	405	7,460	8,311	265	8,576	8,576	-
計	378,245	124,859	41,230	544,335	48,357	592,693	8,576	584,117
セグメント利益又は 損失()	34,966	25,482	7,746	52,702	841	53,543	6	53,549

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育関連事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイト (グループ ウェアサー ビス等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	354,818	127,735	87,694	570,248	33,743	603,992	-	603,992
セグメント間の内部 売上高又は振替高	137	32	13,316	13,486	494	13,980	13,980	-
計	354,956	127,767	101,011	583,735	34,237	617,972	13,980	603,992
セグメント利益又は 損失()	18,884	29,956	81	48,759	16,786	31,972	32	32,004

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育関連事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	722円95銭	634円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	28,172	24,743
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	28,172	24,743
普通株式の期中平均株式数(株)	38,969	38,969
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円-銭	634円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

リスクモンスター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。